

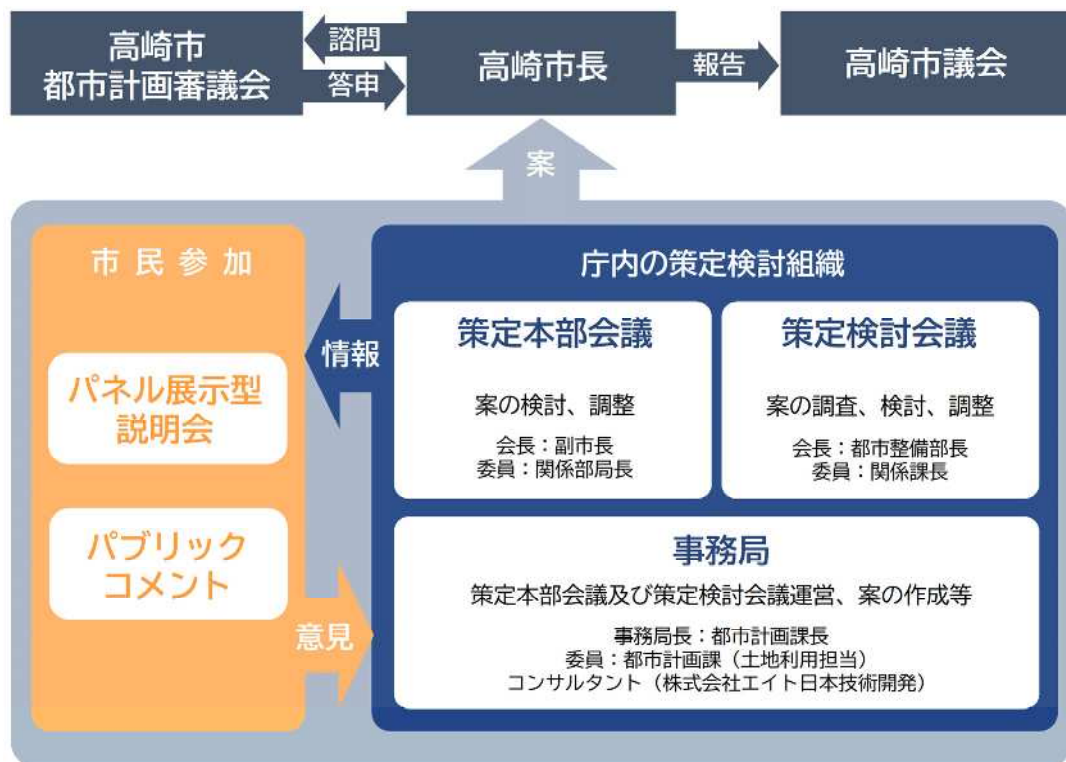
資料編

1 都市計画マスタープランの策定経緯と体制

■ 策定経緯

年月		内容
令和5年度	11月	11/2 策定検討会議(本庁・支所)
令和6年度	4月	4/12 策定検討会議(本庁)
	7月	7/1 第1回策定本部会議
	8月	パネル展示型説明会 8/19・20 吉井地域、8/26・27 群馬地域、8/28・29 新町地域 9/3・4 榛名地域、9/5・6 倉淵地域、9/9・10 箕郷地域、 9/12・13 高崎地域
	9月	9/27 第2回策定本部会議
	11月	11/1～20 パブリックコメント募集
	12月	12/23 第3回策定本部会議
	1月	1/30 パブリックコメント公表
	2月	2/4 高崎市都市計画審議会
	3月	3/31 都市計画マスタープラン公表

■ 策定体制



■ 策定本部会議 名簿

会長	副市長		
副会長	都市整備部長		
委員	総務部長 財務部長 市民部長 福祉部長 子育て支援担当部長 児童相談所担当部長 保健医療部長 環境部長 商工観光部長	農政部長 建設部長 倉渚支所長 箕郷支所長 群馬支所長 新町支所長 榛名支所長 吉井支所長 教育部長	学校教育担当部長 公民館担当部長 水道局長 下水道局長 消防局長 高崎工業団地造成組合事務局長

■ 策定検討会議 名簿

会長	都市整備部長		
副会長	都市計画課長		
委員	企画調整課長 防災安全1課長 防災安全2課長 文化課長 財政課長 スポーツ課長 地域交通課長 市民課長 社会福祉課長 障害福祉課長 長寿社会課長 保健医療総務課長 環境政策課長 一般廃棄物対策課長 産業廃棄物対策課長 産業政策課長 商工振興課長 観光課長 農林課長 田園整備課長	管理課長 土木課長 建築住宅課長 建築指導課長 開発指導課長 景観室長 産業・流通基盤整備室長 市街地整備課長 区画整理課長 都市施設課長 公園緑地課長 倉渚支所地域振興課長 倉渚支所農林建設課長 箕郷支所地域振興課長 箕郷支所産業課長 箕郷支所建設課長 群馬支所地域振興課長 群馬支所産業課長 群馬支所建設課長	新町支所地域振興課長 新町支所建設課長 榛名支所地域振興課長 榛名支所産業観光課長 榛名支所建設課長 吉井支所地域振興課長 吉井支所産業課長 吉井支所建設課長 社会教育課長 文化財保護課長 健康教育課長 農業委員会事務局長 経営企画課長 工務課長 浄水課長 総務課長 整備課長 維持管理課長 消防局総務課長

2 用語集

あ行

アメニティ

建築物や都市等の住環境における感覚的、情緒的ななじみややすさや居心地の良さなどの環境の快適さをいう。

溢水（いっすい）

河川の水があふれ出ることをいう。

か行

開発行為

都市計画法に定める、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地で、都道府県が指定した区域をいう。

居住誘導区域

立地適正化計画に基づくもので、人口減少下にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域をいう。

区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために都市計画法に定められた、市街化区域と市街化調整区域との区分をいう。

建蔽率（けんぺいりつ）

敷地面積に対する建築物の建築面積の割合をいう。

洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

コンパクトシティ

郊外への都市的土地利用の拡散の抑制、中心市街地の活性化等を図るため、暮らしに必要な諸機能が近接し、効果的で持続可能な都市構造をいう。

コンベンション

会議、集会、大会、大規模な催しなどをいう。

さ行

市街化区域

区域区分が行われた都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

区域区分が行われた都市計画区域において、無計画に市街化が進まないように、原則として開発を抑制するよう定められた区域をいう。

市街地再開発事業

市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業をいう。

準都市計画区域

都市計画区域外において、現に相当数の建築・開発行為が行われている区域等を対象として、建築・開発行為に対して、規制と誘導を図るため、都市計画区域に準じて定められる区域をいう。

スプロール化

無計画で統制なく市街地が広がっていくこと。道路等の都市基盤施設の整備が不備のまま、小規模な市街地開発が進む現象をいう。

スマートインターチェンジ

ETC（Electronic Toll Collection System：ノンストップ自動料金収受システム）を利用している簡易式のインターチェンジをいう。

線引き都市計画区域

都市計画法に基づき、市街化を推進する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を分けた都市計画区域をいう。

た行

湛水（たんすい）

水が溜まることをいう。

地区計画

都市計画法に基づき、地区レベルでのきめ細かなまちづくりを実現するための都市計画制度をいう。建築物の用途、形態、敷地等について一体的、総合的な計画を定める。

治水（ちすい）

洪水等の水害防止、水運や農業用水等の利用を促進させるため、河川の改良や保全することをいう。

特定用途制限地域

都市計画法に基づき、線引きをしない都市計画区域内又は準都市計画区域内のうち、用途地域が定められていない地域について、良好な環境確保に支障がある特定の用途の建築物等の建築を制限する地域をいう。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地を永続的に保全し、緑豊かなまちの環境を維持する地区をいう。

都市機能

商業、医療、福祉、行政、教育、文化、交通など住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ機能をいう。

都市機能誘導区域

立地適正化計画に基づく、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものの立地を誘導すべき区域をいう。

都市基盤

都市の様々な活動を支える最も基本となるもので、道路・鉄道等基幹交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設などの施設をいう。

都市計画基礎調査

都市計画法に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるものをいう。

都市計画区域

土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域をいう。

都市計画区域外

都市計画法に基づく都市計画区域に定められていない区域をいう。

都市計画道路

都市計画法に基づき、都市施設として都市計画決定されている道路をいう。

都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のことをいう。

都市施設

都市計画で定める道路、公園、水道、河川などの施設をいう。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で土砂災害を防止するため警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。このうち、著しい危害が生じる区域で一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域を「土砂災害特別警戒区域」という。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

な行

農地転用

農地を農地以外の目的に転用することをいう。

は行

パークアンドライド

市街地への自動車等の過度な流入によって発生する交通混雑を緩和するために、市街地縁辺等の郊外の駐車場に車を停め、公共交通に乗り換えて市街地へ入る交通方式をいう。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいう。

ビジネスパーク

業務機能の集積が進められる区域をいう。

非線引き都市計画区域

都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域分けが行われていない都市計画区域をいう。

風致地区（ふうちちく）

都市計画法に基づき、都市の自然的景観を維持していくことによって都市全体の美しさを保全するとともに、市民の生活環境を保持していくために定める地区をいう。

ペDESTリアンデッキ

歩行者と自動車の動線分離を目的とした高架の歩廊のことをいう。

保安林

森林法に基づき、水を育み、土砂崩れ等の災害を防止し、景観や保健教養等の公益目的を達成するため、伐採や開発に制限を加える森林をいう。

防火・準防火地域

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画によって定められる地域をいう。指定された区域の建築物は、建築基準法に基づき、建築物の構造が限定される。

ボトルネック交差点

道路において車両の円滑な通行を妨げ、渋滞や混雑の原因となっている交差点をいう。

や行

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業をいう。

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等の良好な営農条件を備えた農地をいう。

ユニバーサルデザイン

障がい者・高齢者・健常者の区別なく、全ての人がいやすいように製品・建物・環境等をデザインすることをいう。

容積率

敷地面積に対する建築物の延べ面積（各階の床面積の合計）の割合をいう。

用途地域

工場と住宅を分離するなど、用途の混在を防ぎ秩序ある土地利用を誘導するため、建物の用途に一定の制限を行う地域をいう。第一種低層住居専用地域など 13 種類が都市計画法で定められている。

ら行

利水（りすい）

本来河川が持っている機能（漁業、観光、地下水の維持、動植物の保護等）、水道用水や工業用水等の都市用水の供給、かんがい用水等の供給のために、水を利用することをいう。

立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づく、居住機能や医療・福祉・子育て・商業等の都市機能の立地及び公共交通の充実に関する都市全体を見渡したマスタープランとして、持続可能なコンパクトシティのまちづくりの基本的な方向性を定める計画をいう。

レクリエーション

休養や娯楽等、精神的、肉体的な疲労やストレスから回復することを目的として自発的に行う活動をいう。

わ行

脇往還（わきおうかん）

江戸時代の五街道以外の主要な街道をいう。「脇街道」や「脇道」とも呼ばれ、街道と同様に道中奉行が管理し、宿駅、一里塚、並木等が整備されたところも多い。

アルファベット

PPP/PFI

PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI など、様々な方式がある。

PFI（Private Finance Initiative）は、PPP の一形態であり、特に民間資金を活用して公共インフラを整備・運営することに特化した手法。